

企業コンプライアンスと法定計量

ここ数年、とりわけ大企業における「不適合な検査」や「法令に違反する検査」等のニュースが大きく取り上げられております。企業価値を下げるだけでなく、国民からの信頼も揺らぐ大きな問題です。計量法における届出製造事業者団体である当組合としても、今一度、計量法の検定と取引証明について当組合の計量器の使用ユーザー各位に対して周知する必要があるのではないのでしょうか。

取引証明と計量法検定について

基本的に社内から社外へ計量値を提示する行為は「取引証明行為」となります。

取引証明に使用する計量器は計量法の「検定」に合格している必要があります。企業（工場）等で「検定」に受かっていない天秤や秤などを取引証明行為として使用した場合、計量法の違反となり、立入検査の対象となり、不正行為があった場合はすぐに大問題となります。

企業はその企業規模の大きさに関わらずコンプライアンス、すなわち、法令順守を避けては通れません。

当組合が製造している計量器についても、多種該当しております。天秤や秤、分銅などだけではなく取引証明に使用されるガラス製温度計、浮ひょう（比重計、酒精計など）は計量法の検定に合格した計量器を使用しなければなりません。

近年企業のコンプライアンス重視はかなりの速さで進んできております。

不適合な計量器の使用が表に出た場合、その計量器を使用した企業だけではなく、製造者・販売者にもその責任が出てきます。最終的な不利益をこうむるのは、個人の消費者になります。

参考までに、東京都計量検定所は東京都生活文化局消費生活部の傘下になります。つまり、消費者側に寄り添った部門になります。立ち入り検査も東京都が行っております。

ユーザー様や販売者様にもご使用中/お取り扱いの計量器の使用方法/販売方法に計量法上の問題がないか改めて確認をお願いします。また購入時には、その使用目的に合致した計量器のご案内をお願い申し上げます。

計量法の経済産業省ホームページへリンク

取引証明

[取引又は証明における規制\(METI/経済産業省\)](https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/11_gaiyou_tani2.html)

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/11_gaiyou_tani2.html

[特定計量器を利用する場合\(METI/経済産業省\)](https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/12_gaiyou_keiryoku1.html)

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/12_gaiyou_keiryoku1.html